

【審議会報告用】

令和5年2月 日
京丹後市

「京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）」
に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）に対する意見の募集を、令和5年1月13日から令和5年2月3日まで行いました。その結果、3件の意見を頂きました。今後、頂いた意見を踏まえ、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）の制定作業を進めていくことといたします。

1 概要

頂いた意見の要旨は別紙のとおりです。

2 今後の予定

必要に応じて条例案の内容を修正し、議会に提案していくこととします。

意見の内容（敬称等は略）

| 項目 | 意見要旨 |
|--|--|
| <p>1. 対象となる事業の範囲について</p> <p>本条例の施行段階で既に一定の事業化が進捗している事業については、本条例の適応について経過措置を設けるべきである。</p> | <p>FIT 制度においては、資源エネルギー庁による事業計画の認定後に定められた期間の中で運転開始をするよう求められるが、そのような事業化段階の事業が本条例の施行時点において新たに手続きフロー案として示されている事前公開や事前協議書の提出といった追加的な対応を求められることにより、予期していない追加的な対応を要することで運転開始期間を充足できなくなる場合が想定される。そのため、本条例の施行段階で既に一定の事業化が進んでいる事業については、本条例の遡及適用による影響を評価した上で適切な経過措置を設定することが望ましいと考える。経過措置等の具体的な対応については、例えば資源エネルギー庁による事業計画認定や電力会社への系統接続申込、関連する許認可の取得状況などから、本条例施行時点での事業進捗状況を判断することを検討いただきたい。</p> |
| <p>2. 事前説明を行うべき近隣関係者（住民自治組織）の情報公開について</p> <p>事業者が事前説明を行うべき近隣関係者（住民自治組織）について、市が事業者に対し必要な情報提供を行うこととすべきである。</p> | <p>近隣関係者のうち、第2条（5）アに定めのある隣接地の地権者、建物の居住者等は、事業者において特定することは比較的容易である。一方で、住民自治組織については事業者がその存在や範囲を特定することが容易でない可能性があり、事業者により事前説明がなされた住民自治組織とそうでない組織が発生することが危惧される。そのため、事業区域において対象となる住民自治組織について適切かつ平等に事前説明の機会を設けるために、市が必要な情報提供を行うこととすべきである。</p> |
| <p>規定の追加</p> | <p>第3条（責務）に該当するのかどうかは、よく分かりませんが、当区で設置された府外の設置者に対して「区費」の負担をしていただく様に説明会でお願いをしました。</p> <p>区内に土地を保有しておられる方は、「区費」の内（賦課金：土地面積に応じた費用分担）を負担して頂く事としています。（通常、数千円程度）</p> <p>説明会等では「了解」との返事をいただいておりますが、今月初めての「区費（賦課金）の請求」（年1回）を行いますので、結果はまだ分かりませんが、区費等の負担を確約出来るような事を条例に盛り込んで頂けないかと思っております。</p> |
| <p>第4条（適用範囲）について</p> <p>適用範囲を 50kW 以上〇〇kW 以下</p> | <p>発電出力 10kW では、面積が 150 m²程度となるため、規制対象とすると再エネ普及ということから考えると規制が厳しいと考える。一般的には、1反程度の広さ以上が開発されるのでということで、市民にはわかりやすいと思う。</p> <p>また、責任体制としても、発電出力が 50kW 以上は電気主任技術者が選任され、維持管理についても責任体制がとられており、建設後も一定の管理が行われるものと思われる。</p> <p>10kW に決めた根拠を市民に明確にわかりやすく説明できるようにしてほしい。</p> <p>上限については、法令や条例で規制されているのではと理解しています。2重規制とならないように、上限が必要ではないかと思っております。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第8条（事前協議の終了）について</p> <p>事業者が届け出後、受理段階で市が指導助言できるように</p> | <p>近隣関係者への事前説明等については、事業者が説明方法と報告についておこなうこととなっているが、近隣関係者との説明内容が不備があったり理解促進に努めていないことが明らかな場合は、指導助言できるようにし、地元と対立したまま設置が進められないようにする。</p> <p>受理について、そのようなことを規定してほしい。</p> |
| <p>第6条（近隣関係者への事前説明）について</p> <p>近隣関係者の対象は、第2条5号の全てとする</p> | <p>ANDかORにするとみられる場合があり、あいまいであり、明確にしておく必要がある。地域としては、住民自治組織は、必須と考える。もしくは、省略する場合は、根拠をもらうように。</p> |
| <p>第2条（定義）について</p> <p>用語の修正追加について</p> | <p>第2条5号イ 区等を行政区等に （その理由） 正式名称に近い用語に</p> |
| <p>その他</p> <p>用語を統一しては</p> | <p>第6条第1項 前条のを前条の規定のに 第7条第2項 前条によるを前条の規定によるに 第8条第1項 前条第2項のを前条第2項の規定のに 第10条第1項 第8条のを第8条の規定のに</p> |
| <p>第1条について</p> <p>3行目、「…確保することにより、市民の安心、安全な生活環境を保護し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」というように追記した方が良い</p> | <p>京丹後市は以前から、地球温暖化対策の推進に関する法律や京都府再生可能エネルギー導入の指針、また京丹後市独自の施策により、世界の趨勢である温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。</p> <p>その取組は、国の施政方針であったとしても、また、脱炭素化のために太陽光発電設備の設置促進を図っているとしても、それは手段であって、あくまでも市民に一番身近な行政府である地方公共団体としては、その施策は市民の安心、安全な生活環境の保護のために行うというのが目的であるべきと考えます。</p> |
| <p>第3条について</p> <p>削除、または再考すべきと考えます。</p> | <p>（1）の「再生可能エネルギーを活用する事業」の定義がなされていません。普通に読めば、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等々を源とするエネルギーを活用する事業と思います。解説によれば、本条例は「太陽光発電設備の設置事業のみ」を対象としている、と記載されていますのでこの条文は混乱を生じ、解釈や運用に支障（全ての再エネ事業にお墨付きを与える等）がきたすおそれがあると思います。</p> <p>（2）の「原状の環境を著しく損なうことのないよう」の「原状」はどのような状態を意味するのか。「現状」以前の状態を意味するのか不明です。また、事業者の責務として「関係法令を遵守し」を追記すべきと考えます。</p> |
| <p>第4条について</p> <p>本条に「事業区域外」として、保安林、自然公園特別地域、鳥獣保護地域、河川保全区域、災害危険地域、急傾斜崩壊危険地域を明示すべきと考えます。</p> | <p>ロードマップにおいて、災害発生リスクを考慮して土地利用ができないエリアとして除外されていますので、本条例においても明示すべきであると思います。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第6条について 第1項3行目に、「…方法により理解を得るとともに事業計画の内容を…」とすべきと考えます。</p> <p>また、事前説明の方法として、説明会を開催する「等」のうちには、事業計画の内容を記載した「資料の回覧又は送付」の方法でも可とするとのことですが、この「等」は削除すべきと考えます。</p> | <p>第2項の「理解を得るよう努めるものとする。」、「資料の回覧又は送付」の方法ではトラブルの未然防止の実効性が確保できないと思料します。</p> |
| <p>第7条について 確認項目は本条例に列記すべきと考えます。また、確認項目の中に撤去、廃棄費用の積立等の項目も入れるべきと考えます。</p> | <p>この確認項目の記載が極めて重要だからです。規則には、当該項目の具体的な基準、市が自然環境及び生活環境との共生を判断する基準を示せば良いと思います。あくまでも規則に記載するのであれば、その規則も本条例案と共に提示すべきと思います。</p> <p>売電する事業者には、全国民が負担する再エネ賦課金に撤去、廃棄費用に相当する金額が含まれた価格が支払われますので、その項目を確認すべきは当然と考えます。</p> |
| <p>第9条について 事業者が途中交替した時（設備設置前も含めて、相続、合併または買収等により交替した時）の届出の効力や承継方法はどうか、記載すべきと思います。</p> <p>また、事業者の「氏名及び住所の変更」は同一性に変わりはありませんので、「当該変更後の事業者」という表現は相当ではないと思います。</p> | <p>事業主体の属性が事業の継続、設備管理、廃止後の措置等に大きく影響するからです。</p> |
| <p>第12条について 事業者が破産、特別清算等の場合、設備の解体、撤去その他原状回復措置はどのような流れになるのか、廃棄物処理が未処理の場合の処置はどうか、どのような報告をさせ、どのように指導するのか記載すべきと思います。</p> | <p>市民生活に多大な悪影響を与える蓋然性が高い以上、その処置方法を明示するのは、脱炭素化を進めるため設備設置を促進する京丹後市及び事業者の責務だからです。</p> |

